

◇ 年末調整で不足額を誤って過大に計算した場合

Q : 当社では年末調整の際、計算間違いにより従業員の不足額を過大に徴収し、そのまま納付してしまいました。

その後、「給与所得の源泉徴収票」を交付した際に、従業員本人の申し出により計算間違いに気が付きましたので、正しい金額との差額を本人に現金で支払いました。

この場合、誤って納めすぎた税額は、還付を受けられますか。

A : 誤って多く納付した源泉所得税は、還付を受けることができます。この場合、直接還付を受ける方法と、誤納額が生じた日以後に納付する源泉所得税から控除する方法とを選択できます。

【解説】

源泉所得税を誤って過大に納付した場合には、その納付した税額と正当な税額との差額の還付を受けることができます。この場合、還付を受ける方法としては、次の2つの方法のうちから任意に選択することができます。

①納税地の所轄税務署長に「源泉所得税の誤納額還付請求書」を提出して、直接還付を受ける方法

②納税地の所轄税務署長に「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出して、誤納額が生じた日以後に納付することとなる源泉徴収税額から控除する方法（この方法は給与所得に対する源泉所得税に限る）

貴社の場合、給与所得に対する源泉所得税の誤納額が生じたということですので、いずれかの方法によって還付が受けられます。

